

石川県公報

令和 7 年 3 月 25 日 (火曜日)

号 外

(第 14 号)

目 次

規 則		規 則	
○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (総務課)	1	○家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則 (畜産振興・防疫対策課)	4
○石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (行政経営課)	2	○石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (水道企業課)	5
○栄養士法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則 (健康推進課)	3	○石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則 (出納室)	5
○石川県公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則 (薬事衛生課)	4	人事委員会	
○旅館業法施行条例施行規則 (同)	4	○石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則	6

規 則

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則
(石川県恩給支給規則の一部改正)

第一条 石川県恩給支給規則(昭和三十年石川県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十七号書式の二及び第十七号書式の二中「禁」を「拘禁刑」に改める。
懲役

第三十二号書式及び第三十二号書式の二中「懲役又は禁」の刑を「拘禁刑」に改める。
(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第二条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十三年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。
(災害救助法施行細則の一部改正)

第三条 災害救助法施行細則(昭和二十九年石川県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第七号裏面5中「第31条」を「第32条」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。
(石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正)

第四条 石川県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別記様式第十四号中「懲役又は禁」の刑を「拘禁刑」に改める。
別記様式第二十六号中「懲役、禁錮」の刑を「拘禁刑」に改める。
(旅館業法施行細則及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第五条 次に掲げる規則の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- 旅館業法施行細則(昭和三十三年石川県規則第三十七号)様式第一号
- 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行細則(昭和二十八年石川県規則第六十二号)別記様式第九号

(ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則の一部改正)

第六条 ふるさと石川の環境を守り育てる条例施行規則(平成十六年石川県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

別記様式第二十七号(裏)及び別記様式第三十号(裏)中「磯殻」を「苺殻」に改める。

(石川県漁業調整規則の一部改正)

第七条 石川県漁業調整規則(令和二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第五十五条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(石川県地方競馬実施条例施行規則の一部改正)

第八条 石川県地方競馬実施条例施行規則(昭和五十二年石川県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第六十七条第十六号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

第九条 建築士法施行細則(昭和二十五年石川県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。

別記様式第一号中「禁錮」を「苺殻」に改める。

別記様式第八号中「罫」を「罫」に、「磯殻」を「苺殻」に改める。

(罰則の適用等に関する経過措置)

第十条 この規則の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この規則の施行後にした行為に対して、他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。))又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

第十一条 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(様式に関する経過措置)

第十二条 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第三号

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

石川県の事務処理の特例に関する条例施行規則(平成十二年石川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の表二十三の項中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百二十八号)第四百四十八条第一項第一号及び第二号」に改め、同表二十五の項中「建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)」を加え、「昭和二十五年政令第三百二十八号」を削り、同表二十九の項及び三十の項中「建築基準法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令第四百四十八条第一項第一号及び第二号」に改め、同表三十一の項中「規定する建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「規定する建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に、「建築基準法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令

第百四十八条第一項第一号及び第二号」に改め、同項イ中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項ロ中「第十二条第二項」を「第十一条第二項」に改め、同項ハ中「第十二条第三項」を「第十一条第三項」に改め、同項ニ中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改め、同項ホ中「第十三条第三項」を「第十二条第三項」に改め、同項ヘ中「第十三条第四項」を「第十二条第四項」に改め、同項ト及びチを削り、同項リ中「第三十四条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同項中リをトとし、同項ヌ中「第三十五条第二項後段」を「第三十条第二項後段」に改め、同項中ヌをチとし、同項ル中「第三十六条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項中ルをリとし、同項ヲ中「第三十六条第二項」を「第三十一条第二項」に、「第三十五条第二項後段」を「第三十条第二項後段」に改め、同項中ヲをヌとし、ヲを削り、同項カ中「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項中カをルとし、同項ヨ中「第二十八条」を「第二十七条」に、「第二十五条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同項中ヨをヲとし、タを削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

栄養士法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第四号

栄養士法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部改正)

第一条 次に掲げる規則の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

- 一 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十一号）第三条第一項第四号及び同条第九項並びに附則第四項第五号及び附則第十一項
- 二 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十四号）第四十条第一項第四号、第五十四条第一項第三号並びに第五十七条第一号、第二号及び第四号
- 三 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十五号）第二十九条第一項第四号、第五十四条第一項第三号並びに第五十七条第一号、第二号及び第四号
- 四 指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十九号）第三条第一項第三号及び同条第五項ただし書
- 五 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第六十号）第二条第一項第四号及び同条第二項ただし書

(養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第六号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第十一項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第十一条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第八項各号列記以外の部分及び第一号から第三号までの規定中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

(食品衛生法施行細則の一部改正)

第四条 食品衛生法施行細則（昭和四十八年石川県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

別記様式第六号（表）、別記様式第九号（表）及び別記様式第十号（表）中

「食管・食監・調・製・米・船舶・と畜・食鳥」

を

「食管・食監・調・製・米・管米・船舶・と畜・食鳥」

に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四条の規定による改正前の食品衛生法施行細則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第五号

石川県公衆浴場基準条例施行規則の一部を改正する規則

石川県公衆浴場基準条例施行規則(昭和四十五年石川県規則第二十八号)の一部を次のように改正する。

本則第一号中「を超えない」を「以下である」に改め、本則第二号中「過マンガン酸カリウム消費量は、」を「全有機炭素の量が一リットルにつき八ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量が」に、「を超えない」を「以下である」に改め、本則第三号中「大腸菌群」を「大腸菌」に、「を超えない」を「以下である」に改め、本則に次の一号を加える。

四 レジオネラ属菌は、百ミリリットルの検水で形成される集落数が十未満であること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

旅館業法施行条例施行規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第六号

旅館業法施行条例施行規則

旅館業法施行条例(昭和三十二年石川県条例第二十五号)第七条第三号の水質基準は、次のとおりとする。

一 濁度は、五度以下であること。ただし、温泉又は薬湯等を使用する場合で知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

二 全有機炭素の量が一リットルにつき八ミリグラム以下であり、又は過マンガン酸カリウム消費量が一リットルにつき二十五ミリグラム以下であること。この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。

三 大腸菌は、一ミリリットルにつき一個以下であること。

四 レジオネラ属菌は、百ミリリットルの検水で形成される集落数が十未満であること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第七号

家畜保健衛生手数料に関する規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生手数料に関する規則(平成十二年石川県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表四の項中

乳汁検査料	一件につき	六一〇円	を
-------	-------	------	---

細菌培養検査料	一件につき	六一〇円
薬剤感受性検査料	一件につき	八〇〇円

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第八号

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則（平成二十四年石川県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三条第六号」を「第三条第八号」に改め、同条第一号中「にあつては一年」を「にあつては二年」に、「二年以上水道」を「三年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「有する者」の下に「（同条第一号の卒業生にあつては一年以上、同条第二号の卒業生にあつては一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第二号中「若しくは第二号」を「から第六号まで」に改め、「及び学科目又は第三号若しくは第四号に規定する課程」及び「又は学科目」を削り、「水道」を「水道等」に改め、「者」の下に「（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の二分の一以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第三号中「水道に」を「水道等に」に改め、「有する者」の下に「（六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。

四 建設業法施行令（昭和三十二年政令第二百七十三号）第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（一年六月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第三条第一号中「及び第四号」を「及び第五号」に、「学科目」を「課程」に、「同条第四号」を「同条第五号」に改め、同条第二号中「第四条第二号」を「第四条第一号若しくは第二号」に、「学科目」を「課程」に改め、同条第三号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め、同条に次の二号を加える。

四 技術士法第四条第一項の規定による第二次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。）であつて、一年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

五 建設業法施行令第三十七条第一項及び第二項の規定による土木施工管理に係る一級の技術検定に合格した者であつて、三年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。（石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 石川県水道用水供給事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成三十一年石川県規則第十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「改正後の」を削り、「第三条第三号」の下に「及び第三条第四号」を加える。

石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第九号

石川県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

石川県証紙条例施行規則(昭和二十九年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「第二条」を「第二条第一項」に改める。

別表第一第十八号を次のように改める。

十八 石川県手数料条例(以下この号において「条例」という。)に規定する手数料(次に掲げるものを除く。)

イ 条例第四条の規定により指定機関の収入となるべき手数料

ロ 条例別表三の項2、3及び4に掲げる手数料

ハ 条例別表七十九の項に掲げる手数料で申請又は依頼の際金額の確定しないもの

ニ 条例別表八十三の九の項に掲げる手数料

ホ 条例別表八十六の項に掲げる手数料で申請又は依頼の際金額の確定しないもの

別表第一第二十号を次のように改める。

二十 石川県警察関係手数料条例(平成十二年石川県条例第二十七号)に規定する手数料(同条例第四条の規定により指定機関の収入となるべき手数料を除く。)

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

人 事 委 員 会

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十五日

石 川 県 人 事 委 員 会

石川県人事委員会規則第二号

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和二十二年石川県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第九号中「看護」を「看護等」に、「又は」を「」に、「を行う」を「若しくは学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)第二十条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして人事委員会が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち人事委員会が定めるものへの参加をする」に改める。

第十三条第一項第三号中「含む。」の下に「第十三条の三第一項において同じ。」を加える。

第十三条の二の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至つたことについて申出があつた場合における措置)

第十三条の三 任命権者等は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母又は第十三条第一項各号に掲げる者が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置(以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出(次条において「請求等」という。)に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者等は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度(四月一日から翌年の三月三十一日までの間をいう。)において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者等は、職員が第一項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第十三条の四 任命権者等は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 前二号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関し必要と認める措置

第十六条第八項第二号を次のように改める。

二 当該請求に係る子が小学校就学の始期に達した場合

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 石川県職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和七年石川県条例第四号)附則第二項及び第三項に規定する請求は、石川県職員及び石川県学校職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規則第十六条第一項の規定の例により行うものとする。

